

2008年9月22日

埼玉県知事
上田清司 殿

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 片山 修三

要 請 書

「安心安全の切り口で全ての行政分野を見直す」「県庁を優れた経営体へ」「県行政を最大のサービス産業へ」の三つの哲学に基づき、「ゆとりとチャンスの埼玉」づくりを目指し、県政の運営に全力で取り組まれている上田清司知事に心より敬意を表するものがあります。

さて、私たち連合埼玉は「ゆとり・豊かさ・公正な社会」の実現をめざす取り組みとして、県政への政策制度改善要請項目を以下のようにまとめました。

本要請は経済優先社会から脱皮し、生活者重視への社会的転換をはかり、まじめに働くものが報われる公正な社会の実現と、安心して暮らせる地域社会の確立に向けた政策制度事項であります。

つきましては、可能性に満ちた埼玉県を日本一と言われる県にするため、また、上田県政をさらに発展、拡充していくためにも、本要請を勤労県民の総意として受け止めていただき、平成21年度の予算編成に反映されるよう要請いたします。

2008年度

政策制度埼玉県への要請

7分野 30項目

I. 総合経済・産業政策

1. 地域経済の持続的な成長と雇用創出の観点から、中小企業活性化にむけて以下の施策を講ずること。

- (1) 各企業で培われた高い技能・技術・ノウハウを持つOB人材を、中小企業の技術・技能の継承や発展に活かせるよう、その支援機能（事業）を強化すること。
- (2) 産官学連携による「新たな産業の創造」に積極的に取り組むとともに、新たな産業や新分野の事業展開にあたって、地域特性に即した経営安定化と持続的な成長にむけた支援をおこなうために、地域金融機関や労働組合が参画する地域活性化策を検討する場として「産業振興協議会（仮称）」などを設けること。

<要請の根拠>

埼玉県は製造業を中心に卸小売業・サービス業など多種多様な産業が集積しており、全事業所の99%占める中小企業が地域経済のけん引役を担っている。事業革新や経営安定にむけた支援、新たな産業の創出や創業・ベンチャー支援、また、少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少や団塊世代の大量退職などによって、特に懸念される中小企業の人材不足、製造現場における技術・技能の継承や若者の「ものづくり離れ」への対応など、総合的な支援が求められる。

- (1) 県は、産業界・教育界・行政（国・県）などが連携して、学校教育から在職段階までのライフステージに応じた産業人材育成総合支援に取り組むために「産業人材育成プラットフォーム」を構築し、関係機関との連携を強化するために「産業人材育成推進会議」を設置した。その支援事業としてOB人材活用による「技術向上・技能継承支援」も取り上げている。

技術向上・技能継承においては、ここ数年で大量退職する団塊世代にその役割が期待されているが、関東経済産業局は新たに地域経済産業政策・中小企業対策として、中堅企業以上で勤務した団塊世代で中小企業支援を希望する人材とのマッチング事業（新現役チャレンジ支援事業）に取り組むが、「産業人材育成推進会議」など通じた県との連携によって、団塊世代などOB人材の具体的な中小企業支援機能の構築と強化が望まれる。

- (2) 市場ニーズの変化、原油・原材料価格の高騰など、中小企業の経営環境はめまぐるしく変化する。企業が成長・発展していくためには、変化に対応した付加価値の高い技術や製品・サービスの提供、ニーズに即した新分野・新事業の開拓が求められるが、事業展開に当たっては、円滑な資金調達、販路の開拓や人材確保なども不可欠である。

地域金融機関が、地域の産業、企業、資源に関する情報を収集・蓄積して共同で中小企業向け商品開発支援を行うなどの動きも見られるが、自治体・教育機関・産業界などの連携に加え、地域経済の金融を司る地域金融機関や組織的・人的ネットワークを持つ労働組合が参画する、地域活性化・中小企業支援のネットワーク構築によって、総合的かつ効果的な中小企業支援が望まれる。

II. 雇用労働政策

1. 若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めること。および埼玉県内の製造業・サービス流通業が人材確保に苦勞していることを考慮し、産業界・教育局と連携し小中学生での就業体験や高校生のインターンシップなど有効な対策を講ずること。

<要請の根拠>

高校卒業生への求人倍率は約 1.7 倍と高い状況であるが、職種によるばらつきが大きく、建設・製造やサービス業は募集しても人が集まらないのが現状である。県内の産業競争力を強化させていくためには、技能・技術の伝承が不可欠であり、ものづくりの楽しさやサービス流通業界の面白さを早いうちから体験することで将来につなげる必要があると考える。埼玉県の多くを占める中小企業の活性化や発展を目指した業界と連携を図った、新たなインターンシップ制度の確立が求められている。

2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。

- (1) 障がい者授産施設自立支援として、施設の経営能力と付加価値生産能力が向上するような施策をさらに推進すること。また県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを広く PR し受注につながるような支援を行うこと。さらに行政からの発注に関しても、率先して授産施設を利用すること。
- (2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。
- (3) 知的障がい者の雇用確保をめざして、県内企業に事例報告を行うなど広く PR をすること。また県及び市町村も率先して雇用の確保を行うこと。

<要請の根拠>

- (1) 埼玉県の工賃倍増計画によって、授産施設の経営能力・付加価値生産性は向上すると考えるが、向上した生産性は販売されなければ収益とはならない。県内企業をはじめさまざまな分野に、県内の授産施設の得意分野を PR するなど販売支援にも取り組む必要がある。あわせて授産施設の製品を埼玉県も率先して利用することが将来の安定生産・販売につながると考える。
- (2) 国の制度を受けて、埼玉県も PR などに取り組んでいる。サテライトオフィスの企業誘致のみではなく、都内と違い車通勤がしやすいなどのメリットを有効に活用した就労の場の確保と、ITなどを活用した在宅勤務がより行いやすくなるような支援を行い、法定雇用率を少しでも早く守れるように支援を行うことが必要である。
- (3) 障がい者雇用率が全都道府県で 44 位の埼玉県として、法定雇用率を上回るべく施策を行っているが、知的障がい者の雇用にまでは広がっていないと考える。県内の企業で知的障がい者を雇用している企業も増えてきているが、いまだに極めて少数である。どのような仕事があるのかを含めて各企業は判らないことが多く採用にまで踏み込んでいないのが現状である。各企業に事例報告を行うなど、成功事例を共有化し雇用の促進を進めていきたい。また行政が率先して知的障がい者を雇用し、埼玉県全体での推進を加速させる必要がある。

3. 一人親家庭における親の就職支援として以下の施策を講ずること。

- (1) 県内各企業と連携して助成金や税制上の優遇措置を設定するなど、短時間勤務での正社員採用を行いやすい環境にすること。また国の行っている助成金を幅広くPRし、子育てがひと段落した後に、通常勤務に変更できるような制度を促すこと。
- (2) 子育てなどに起因する、仕事に対するキャリア形成の遅れなどを取り戻せるように、各企業が望むさまざまなスキルやキャリアを醸成できるセミナーなどを、参加しやすい方法で開催すること。

<要請の根拠>

- (1) 埼玉県は子育て応援企業の登録など、企業に対して両立支援を推進している最中であるが、各企業ともに従業員が子育てをスタートさせる前提での制度となっているところが多い。現在子育て中でありながら就労を希望している方には、就職することも難しいのが実態である。入社時に短時間勤務を選択し、子育てがひと段落した以降にフルタイムで働ける制度など、柔軟な雇用形態が選択できる対応を県内企業に働きかけが必要である。
- (2) 埼玉県は就職に必要な知識・技能の習得のためにさまざまな職業訓練を行っている。国が始めたジョブカードとの整合性や、企業の望むキャリアなどいろいろな調査・調整が必要であると考え、働きたい人が安心して働くことができるようにセミナーのさらなる充実と、参加しやすさを高める必要がある。

4. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員従業員数を増やすとともに、経営自立化に向けた積極的な施策を講ずること。また、経営自立化に向け、関係する市町村と十分な連携をはかること。

<要請の根拠>

勤労者が意欲を持って働き、能力を十分に発揮するためには、労働条件の改善に加え、勤労者福祉の向上も重要である。特に中小企業単独では困難である従業員の福利厚生も、「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の事業を活用することにより、充実した福利厚生を得ることができる。しかし、近年「サービスセンター」の会員従業員数は横ばいであり、さらに平成22年度には国庫補助が終了するなど、「サービスセンター」の経営自立化は喫緊の課題となっている。

加えて、「サービスセンター」が提供するサービス内容等に地域差があるなどの課題も提起されており、例えば、県内統一のサービスメニューやサービスの相互利用など、サービス内容のさらなる充実をはかり、会員従業員数増へと結びつける必要があると考える。

このような中で、県は「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の施策指標として、「平成23年度末、会員従業員数40,000人」の目標値を掲げており、この目標値の達成は、今後の「サービスセンター」の経営自立化には不可欠であり、積極的な取り組みが求められている。

Ⅲ. 福祉・社会保障

1. ノーマライゼーションの実現に向けて、「障害者自立支援法」の施行による市町村における地域間格差が生じないように、市町村に対し適切に指導するとともに、必要に応じた財政的支援を行うこと。

<要請の根拠>

障がい者の自立支援と社会参加の観点から、本来障がい者が居住する地域によって大きな格差が生じることは好ましくないと考える。しかしながら、実態として市町村において障がい者の自己負担や経営難の施設に対する補助の有無が自治体によって区々な現状であり、市町村に対し指導するとともに必要に応じた財政的支援を県として行うべきである。

埼玉県平成20年度予算の中にも障がい者に対する様々な支援策が計画されているが、それら支援策を実施するには、各市町村に対し十分な情報提供を行うなど、県として能動的な対応が必要と考える。

2. 地域医療の充実と医師不足等の解消に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 県の医療対策協議会の役割を強化し、地域医療体制の充実をはかるため、各医療圏における中核病院を設定し、周辺の開業医や診療所等との連携体制を早期に構築すること。
- (2) 地域の医師および看護師等の不足を解消するため、潜在医師・看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務形態が導入可能となるような施策を構築するとともに、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。
- (3) 医師不足解消に向けた当面の施策として、医師の過重労働軽減のため医師以外の医療スタッフ（コ・メディカル）の配置基準の設定と、適正配置を進めること。そのために、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。

<要請の根拠>

現在、全国的に救急医療や産科・小児科医療体制の減少、医師・看護師等の不足など深刻な問題となっている。医師・看護師の絶対数の不足は埼玉県においても例外ではない。平成16年の厚生労働省統計資料によると埼玉県内の人口10万人に対する医師数は134.2人であり全国最下位。また、同じく看護師数は373.1人であり全国最下位となっている。背景としては、大学医局が従来担ってきた地域への医師紹介の機能が低下してきたことや、夜間・休日における患者の集中、病院勤務医の過重労働、さらには医療に関わる紛争の増加に対する懸念などが要因と言われている。これまで抑制方針を堅持してきた厚生労働省も医師不足解消のため医学部の定員増など施策を打ち出したが、実際に医師が増えるには10年はかかることから、国の施策を受けつつ、県レベルでの早急な取り組みが求められている。そこで当面の施策として以下の3点が有効であると考えられる。

- (1) 県内の一定のエリア（医療圏）を設定し、エリア内の中核病院を中心とし、開業医・診療所との連携による地域医療体制を構築する。

◆地方の好事例

長野県飯田では、行政や医療関係者で「産科問題懇談会」（会長：南信州広域連合長）を設置。飯田市立病院を拠点病院とし、分娩可能な診療所と妊婦検診を担当する医療機関とで独自の共通カルテによる情報共有をはかり、各医療機関が連携してお産に対応する「産科セミオープンシステム」を導入。運営主体を超えた医師派遣を行っており、参加医師不足地域のモデルとなっている。

- (2) 医師不足の要因とも言われている勤務の過酷さから敬遠されがちな、産科・小児科・緊急医療などの病院勤務医の労働環境を改善し、重点的に支援することが必要である。特に産科・小児科に多い女性医師が結婚や出産によって病院をやめることが多いことから、民間企業と同様に短時間勤務制度を適用し、夜勤や泊まり勤務を無くすことなどワーク・ライフ・バランスの観点からも働き続けられる職場環境づくりを行う必要があると考える。

◆地方の好事例

- ① 大阪市福島区の大阪厚生年金病院では、女性医師を募集するために「午前10時～午後4時までの6時間勤務、残業・当直一切なし、昇進や賞与にも影響せず。」という制度を構築した。この制度が好評で全国から女性医師が集まるようになった。
- ② 静岡県では看護師不足の解消に向けて、静岡県看護協会と連携した潜在看護師再就業支援事業として「病院派遣型再就業研修」を実施している。受講者の家庭事情や技能・経験等に配慮した研修制度であり、職場復帰を目指す潜在看護師の関心も高く、病院からも好評を得ている。具体的には、i. 個人単位で随時受講が可能、ii. 受講者が希望する最寄の研修協力病院で研修が受けられる、iii. 時期や会場の制約がない、iv. 短期コースと熟練コースから期間を選択できる、v. 実務主体の実践的なカリキュラム・・・といった特徴がある。
- (3) 医師不足による医師の過重労働は深刻な状況にあり、医療ミス防止の観点からも早急な対策が必要である。その一つとして複数の医師・医療スタッフ（コ・メディカル）による「チーム医療」体制を構築し、医師の直接的な医療行為以外の稼働を医療スタッフに任せることにより、医師の稼働を軽減させることが可能になると考える。

3. 後期高齢者医療制度の廃止を国に対し働きかけるとともに、緊急対策として「埼玉県後期高齢者医療広域連合」および市町村と連携をはかり、後期高齢者医療制度の保険料負担の実態を正確に把握した上で、新たな保険料負担によって被保険者の生活に著しい悪影響が及ぼされることのないよう、必要な支援策を早急に講ずること。

<要請の根拠>

2008年4月から施行された後期高齢者医療制度は、施行前から高齢者が十分な医療を受けにくくなるのではないかと懸念が各方面からあったが、保険料を年金から天引きすることによる混乱も生じ、政府与党内部からも見直しの声があがっている。2006年に与党の強行採決により成立したもので、世界でも類を見ない高齢者を年齢により差別し、低所得者は保険料を一年間滞納すれば保険証が取り上げられるなど

欠陥の多い制度である。このことから、県としても後期高齢者医療制度の廃止を国に対して働きかけるべきと考える。

しかし、制度が廃止となるまではかなりの期間を要することから、それまでの当面の緊急対策として制度を運営する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」および市町村との連携が重要である。具体的には市町村単位で被保険者である高齢者の保険料負担実態を調査し、医療費抑制ありきではなく、真に高齢者が平等に医療を受けられるよう「埼玉県後期高齢者医療広域連合」および市町村に対し、適切な指導を行うとともに財政的支援を行う必要があると考える。

IV. 交通政策

1. 高齢者・障がい者等を含む全ての人が安全・快適に利用できる交通の提供に向けて、県で設置した「埼玉県生活交通確保対策協議会」の構成員に利用者代表を加えること。

<要請の根拠>

国の規制緩和政策に伴い、不採算のバス路線が廃止されるなど、生活における移動手段の確保が困難になっている地域もあることから、特に高齢者や障がい者が市民生活に必要不可欠な交通路線の維持・確保のために、県として各市町村に対し、指導するとともに必要に応じた財政的支援を県として検討すべきである。

規制緩和の地域における生活交通の確保を図るため県に設置されている「埼玉県生活交通確保対策協議会」は、市町村・事業者・国・県を構成員となっている。しかし、生活交通の実態を把握し、県民が理解しうる結論を導き出すためにも、対象地域で実際に生活している代表者を構成員に加え、利用者の声を反映させることが必要と考える。

2. 環境負荷の小さい円滑な交通体系の構築に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 公共交通機関を中心にした交通体系を整備すること。また、パーク・アンド・ライド等の交通需要管理施策を推進すること。
- (2) 駐車場・駐輪場・タクシー乗り場の整備、違法駐車防止条例・荷捌施設整備条例の制定を促進すること。

<要請の根拠>

- (1) 自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き駐車させた後、電車やバス等の公共交通機関を利用して都心部の目的地まで向かう「パーク・アンド・ライド」を採用することにより、都心部の交通環境の悪化を防ぐとともに交通量自体が減少するため、渋滞の緩和だけではなく排気ガスによる大気汚染の軽減、二酸化炭素排出量の軽減といった効果も期待できる。

また、このシステムは都市部だけではなく、観光地や大型施設等にも有効なものである。

- (2) 「パーク・アンド・ライド」の実現のためには、公共交通機関に設けた駐車場の大

型化や駐車料金の最大料金の設定等が必要となる。また、その周辺の交通をスムーズにするためには、違法駐車をなくすとともに宅配業者等の荷捌きスペースの確保等が必要なことから違法駐車防止および荷捌施設整備について条例の制定が必要と考える。

◆地方の好事例

- ① 札幌市は市営地下鉄の駅（主に郊外）にパーク・アンド・ライド駐車場を民間と共同で設置している。
- ② 金沢駅で、パークアンドレールを実施。金沢駅西口時計駐車場とJR金沢駅との共同企画で駐車料金の大幅割引がある。1500台収容24時間営業8階建自走式立体駐車場。

V. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策

1. 京都議定書第一約束期間の開始に際して、以下の施策を講ずること。

- (1) 温室効果ガス排出量6%削減必達に向けて、年度毎に具体的な目標を設定・管理し、実効を挙げること。
- (2) 2013年以降の温室効果ガス規制の内容・あり方について計画を検討し、八都府県市ひいては全国の都道府県において先進的・主導的な役割を発揮すること。
- (3) 消費者意識の向上および環境教育の観点からも、県有林（県民の森など）において、区画を企業・学校等に貸与し、植樹から下刈り・枝打ち等、森林の育成を含めた緑化活動ができる支援施策の推進をはかること。

<要請の根拠>

第一約束期間（2008～2012年）の開始に際して、温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減に向けた諸施策の確実な推進と着実な実効を挙げるためには、第一約束期間の5カ年計画を策定し、年度毎に削減を具現化する必要がある。

また、2013年以降も安定的に継続できる施策の推進が必要であり、そのためには、企業や諸施設・学校等でエネルギー消費量および二酸化炭素排出量をゼロにすることはできないため、省エネに止まらず県内の山林資源を活かした自ら二酸化炭素の削減可能な緑化の推進が求められている。

2. 安全・安心な食材の確保に向けて、食品偽装等の未然防止と早期指導・早期解決を図るべく食品に関する総合消費生活支援を行う横断的な組織を確立すること。

<要請の根拠>

国会では「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」が閣議決定された。この中で「国民目線の消費者行政の強化充実は、地方自治そのものである。消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくことは、地方分権の下で、地方自治が地域住民に接する姿勢そのものであり、国民目線の消費者行政の推進は、『官』主導の社会から『国民が主役の社会』へと転換していくことでもある」

と記されている。

食品偽装問題が後を絶たず、県民は食品に対する不安感が増大している。特に食品に関わる消費者庁（仮称）の機能を持った部局の設置が求められている。例えば、現在の食品安全局に今年度新設された県民生活部の機能を付加し、消費者と行政が双方向の情報を共有した総合的な食品安全施策の推進が必要である。

3. フード・マイレージの少ない農畜産物の消費拡大で、地産地消および自給自足の促進と環境負荷の低減をはかること。

＜要請の根拠＞

食糧自給率の低下だけではなく、家畜の飼料や農作物の肥料も輸入依存しており、食糧全体で生産と消費の関係を改善する必要がある。

また、供給熱量と消費熱量の差も拡大し、廃棄される食品は輸入等の輸送時と焼却処理時に重複した二酸化炭素の排出となっている。環境負荷を増大させているため、省食の推進も課題提起されている。

例えば、県内産の農畜産物で飼料・肥料も県内産を使用している場合を最高格付けにするなど、消費者へ表示等でPRする。

このように農畜産物を無駄なく、地域での循環を拡大していく取り組みが必要である。

4. 大規模自然災害時に秩父地域の山間部を中心とした孤立難民救済の対策を講ずること。

＜要請の根拠＞

秩父直下型地震を想定した場合、秩父地域は山間に集落が点在し、岩手・宮城内陸地震と同様の災害が危惧される。

長瀨や三峰など観光地もあり、安否確認方法を含めた救済方法の確立も求められている。また、現在、秩父地域のヘリポートは25箇所整備されているが、道路の寸断等により、防災計画が正常に機能するか懸念されるため、多様な角度からシミュレーションを行なう必要がある。

VI. 教育政策

1. いじめ・不登校等を防止し、児童生徒一人ひとりを大切にされた教育を推進するため、スクールカウンセラーの配置体制の整備・効果的活用に努めるとともに、相談時間・日数の増加により、教育相談体制の充実をはかること。

＜要請の根拠＞

児童生徒の抱える悩みは、大人の悩みと異なり、いじめの問題に見られるように自ら解決することが困難であったり、虐待など自らの責任に起因するものではない悩みも多く、解決の時機を失すれば、その後の人生にも影響するような取り返しのつかない

い事態になる可能性もある。また、学校には、児童生徒の学習が適切に行われるための様々な観点からの環境整備が求められる。このため、児童生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談の充実が必要である。

スクールカウンセラーが相談にあたる児童生徒の相談内容は、不登校に関するものが最も多いが、いじめ、友人関係、親子関係、学習関係等多岐にわたっている。さらに近年は、発達障害、精神疾患、リストカット等の自傷やその他の問題行動など、ますます多様な相談に対応する必要性が生じており、今や学校における相談体制において、スクールカウンセラーは不可欠な存在となっている。

一方で、スクールカウンセラーの拡大に伴い、スクールカウンセラーの資質や経験に違いがみられ、また、児童生徒の相談内容が多岐にわたる中で、その資質の向上やマネジメントをどのようにはかかっていくかが課題となっている。さらに、スクールカウンセラー1人あたりの派遣校が2校兼務から3校兼務に変更され、年間1校あたり15回、概ね3週間に1回の派遣となった。これでは、児童生徒・教職員・保護者との信頼関係を構築することは難しく、学校の様子や児童生徒の様子が相談日には変化しており、適切かつ迅速な対応が難しくなっている。あわせて、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないという課題も生じており、教育相談体制の充実が求められている。

2. 学校および県・市町村教育委員会が、主体的かつ継続的に、教員の恒常的多忙の解消に取り組むために、埼玉県版「教員勤務実態調査」を実施し、その調査結果にもとづく具体的施策を構築し、その実行を期すこと。

＜要請の根拠＞

昨年5月に公表された「教員勤務実態調査」結果により、教員の恒常的な多忙が問題視され、県教育委員会ならびに市町村教育委員会は、以前にも増して、学校における事務の簡素化や効率化等による負担軽減や見直しをはかってきたが、抜本的な対策とはなっていない。

教員が心身共に健康で、意欲を持って教育活動に取り組み、また、児童生徒と向き合う時間をできるだけ多く確保して行くためには、教育委員会と学校現場が一体となって、教員の多忙解消に向けた取り組みを積極的に進めなければならず、その具体的施策の検討には、県内の全教員を対象に「勤務実態調査」を実施し、実態を把握することが必要である。

3. 子どもが自発的、自主的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書資料や設備の充実をはかること。あわせて、専任の学校図書館司書を採用し、学校図書館の運営に関する人材の充実をはかること。

＜要請の根拠＞

本年4月21日文科科学省は、「学校図書館の現状に関する調査」ならびに「学校図書館図書関係予算措置状況調べ」の結果を公表し、学校図書館に使われる予算が少ない、十分な図書が備えられていない等の内容を報告した。公立義務教育諸学校の学校

図書館に整備すべき蔵書の標準として「学校図書館図書標準」が定められているが、「学校図書館の現状に関する調査」によると、平成 18 年度末現在で、この標準を達成している小学校は、全国 42.0%に対し埼玉県は 33.5%、中学校では全国 37.2%に対し埼玉県は 28.8%と大きく全国平均を下回っている。学校図書の購入費は、地方交付税として各自治体に配分されており、交付税は使途が限定されていないため、財政難の自治体は他の事業に図書購入予算を廻してしまうケースも多い。無論、立派な図書をそろえたからといって、子どもが実際に手に取らなければ何にもならず、標準どおりの冊数があるからといって、古い本ばかりでは、手に取る気にはなりにくい。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 2 条（基本理念）では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としている。

子どもの学習環境に大きな地域間格差を生まないためにも、学校図書館の環境面ならびに人材面の充実が必要である。

4. 子どもの学ぶ意欲を引き出すとともに、きめ細やかな指導を行うために、少人数学級、少人数授業、ティーム・ティーチング等の導入を進めること。

また、推進にあたっては、教員数を増やすなどの体制強化をはかり、教員への負担軽減をはかること。

<要請の根拠>

すべての子どもに基礎学力を身につけさせることを重視し、ともに学ぶ視点を大切にしながら「つまづき」を克服し、子どもの理解度に合わせた授業を進めるためには、少人数学級、少人数授業、ティーム・ティーチング等の導入は不可欠である。少人数学級のように、学級の規模を小さくすることによって、子どもたちを掌握しやすく、子どもの実態に即した柔軟な指導が可能になり、先生と子どもたちのふれあいが一層密になるという利点がある。しかし、少人数というだけで学習面の効果があるとは限らず、40 人学級と同じような一斉授業をするのではなく、習熟度別授業など指導方法の工夫も必要である。

例えば、小学校のスタート時期に、基本的な生活習慣や学習規律をしっかりと身に付けることができるかどうかは、その後の学力向上に大きく影響する。そのため、まだ幼さが残り、先生との関わりを強く求めるこの時期に、学級の中に 2 人の先生を配置して、子ども一人一人にきめ細かく指導する。また、少人数授業は、子どもたちの状況に応じてきめ細かく授業を行うことができるとともに、少人数学級のデメリットである生活集団の少人数化を、学級とは異なる少人数の学習集団の編成により補うことができる。さらに、ティーム・ティーチングでは、特定の教科で、学級の子どもたちの状況に応じて、例えば、主に授業を進める先生と児童生徒に個別に対応する先生が役割分担をして、子どもたちの個別の課題に応じた、きめ細かく行き届いた指導を行うことができるとされていることから導入が求められている。

Ⅶ. 人権・男女平等政策

1. 誰もが働きがいのある仕事と充実した生活の両立が選択可能となるようなワーク・ライフ・バランス社会、それを支える政策やシステム、慣行が構築されている社会を目指し、企業や働く者、県民の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりに積極的に取り組むこと。

<要請の根拠>

今、日本では国内外における企業間競争の激化、長期的な経済低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間も高止まりしたままである。さらに、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になる等、女性の社会参加が進み人々の生き方が多様化している。しかしながら、働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしも変化に対応したものとはなっていない。また、職場や家庭、地域では依然として男女の固定的な役割分担意識が残っている。このような社会では結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくく、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことが難しくなっている。

2007年12月18日、政府・労働組合・経済団体・自治体の代表は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に合意した。

憲章で定める「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つの社会の実現に向け、県・市町村は多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりに有効な施策を講じ積極的に取り組む必要がある。

2. 配偶者やパートナーからの暴力防止及び被害者の保護に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 被害者が安心して相談できる相談窓口を増設するとともに、相談機関・相談内容について、各種メディアを活用した積極的な広報活動を行うこと。
- (2) 加害者更正プログラムを開発し実施すること。

<要請の根拠>

配偶者やパートナーからの暴力（DV）は、重大な人権侵害であり、特に被害者となりやすい女性の尊厳を著しく傷つけるものであるとともに、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題である。

国においては、DVを根絶するため、必要な法整備や相談・保護・自立支援に積極的に取り組むこととし、平成19年7月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、平成20年1月に施行された。改正により市町村における配偶者暴力センターの設置が努力義務となった。内閣府の調査によると、平成19年度に全国の「配偶者暴力相談支援センター」によせられた相談件数は62,078件となっており、埼玉県は2,683件と全国の4%を占め、東京、千葉、神奈

川、大阪、福岡に次ぐ多さとなっている。

- (1) 内閣府男女共同参画局が、平成17年11月から12月に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、平成16年6月に改正された「配偶者暴力防止法」についての設問で、「法律があることも、その内容も知っている」人は13.3%、「法律があることは知っているが、内容は良く知らない」人は66.2%、「法律があることも、その内容も知らなかった」という人は19.3%である。このことから、「配偶者暴力防止法」の認知度は極めて低いことが分かる。また、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」という人は29.8%で、「知らない」人は68.7%と多数を占めている。さらに、相談先では、一番相談の多かった機関は「警察」と「医療関係」となっており、「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センターや女性センター」等への相談は少なく、認知度が低いことが浮き彫りとなっている。一方で、誰にも相談しなかったと回答した人の理由として、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」「そのことについて思い出したくなかった」「自分さえ我慢すればいいと思った」などの深刻な状況がある。

配偶者やパートナーからの暴力について安心して相談できる相談機関・相談内容を積極的にPRすることが必要である。

- (2) 被害者が再び生命・身体の危険にさらされないためにも、また、加害者が暴力を克服し真に社会復帰するためにも、更正プログラムは必要である。既に、日本では、幾つかの民間団体が、アメリカのモデルを参考にアレンジを加えた独自プログラムを実施し、成果を上げていることから、公的機関においても早期に加害者更生プログラムの実施が求められる。

以 上

2008年度

地域協議会

対市町村 政策・制度要請

6分野 21項目

I. 雇用労働政策

1. 若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めること。および埼玉県内の製造業・サービス流通業が人材確保に苦勞していることを考慮し、産業界・教育局と連携し小中学生での就業体験や高校生のインターンシップなど有効な対策を講ずること。

<要請の根拠>

高校卒業生への求人倍率は約 1.7 倍と高い状況であるが、職種によるばらつきが大きく、建設・製造やサービス業は募集しても人が集まらないのが現状である。県内の産業競争力を強化させていくためには、技能・技術の伝承が不可欠であり、ものづくりの楽しさやサービス流通業界の面白さを早いうちから体験することで将来につなげる必要があると考える。埼玉県の多くを占める中小企業の活性化や発展を目指した業界と連携を図った、新たなインターンシップ制度の確立が求められている。

2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。

- (1) 障がい者授産施設自立支援として、施設の経営能力と付加価値生産能力が向上するような施策をさらに推進すること。また県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを広く PR し受注につながるような支援を行うこと。さらに行政からの発注に関しても、率先して授産施設を利用すること。
- (2) 知的障がい者の雇用確保をめざして、県内企業に事例報告を行うなど広く PR をすること。また県及び市町村も率先して雇用の確保を行うこと。

<要請の根拠>

- (1) 埼玉県の工賃倍増計画によって、授産施設の経営能力・付加価値生産性は向上すると考えるが、向上した生産性は販売されなければ収益とはならない。県内企業をはじめさまざまな分野に、県内の授産施設の得意分野を PR するなど販売支援にも取り組む必要がある。あわせて授産施設の製品を埼玉県も率先して利用することが将来の安定生産・販売につながると考える。
- (2) 障がい者雇用率が全都道府県で 44 位の埼玉県として、法定雇用率を上回るべく施策を行っているが、知的障がい者の雇用にまでは広がっていないと考える。県内の企業で知的障がい者を雇用している企業も増えてきているが、いまだに極めて少数である。どのような仕事があるのかを含めて各企業は判らないことが多く採用にまで踏み込んでいないのが現状である。各企業に事例報告を行うなど、成功事例を共有化し雇用の促進を進めていきたい。また行政が率先して知的障がい者を雇用し、埼玉県全体での推進を加速させる必要がある。

3. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員従業員数を増やすとともに、経営自立化に向けた積極的な施策を講ずること。また、経営自立化に向け、関係する市町村と十分な連携をはかること。

<要請の根拠>

勤労者が意欲を持って働き、能力を十分に発揮するためには、労働条件の改善に加

え、勤労者福祉の向上も重要である。特に中小企業単独では困難である従業員の福利厚生も、「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の事業を活用することにより、充実した福利厚生を得ることができる。しかし、近年「サービスセンター」の会員従業員数は横ばいであり、さらに平成22年度には国庫補助が終了するなど、「サービスセンター」の経営自立化は喫緊の課題となっている。

加えて、「サービスセンター」が提供するサービス内容等に地域差があるなどの課題も提起されており、例えば、県内統一のサービスメニューやサービスの相互利用など、サービス内容のさらなる充実をはかり、会員従業員数増へと結びつける必要があると考える。

このような中で、県は「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の施策指標として、「平成23年度末、会員従業員数40,000人」の目標値を掲げており、この目標値の達成は、今後の「サービスセンター」の経営自立化には不可欠であり、積極的な取り組みが求められている。

II. 福祉・社会保障

1. 地域医療の充実と医師不足等の解消に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 県の医療対策協議会との連携により、地域医療体制の充実をはかるため、各医療圏における中核病院を設定し、周辺の開業医や診療所等との連携体制を早期に構築すること。
- (2) 地域の医師および看護師等の不足を解消するため、潜在医師・看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務形態が導入可能となるような施策を構築するとともに、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。
- (3) 医師不足解消に向けた当面の施策として、医師の過重労働軽減のため医師以外の医療スタッフ（コ・メディカル）の配置基準の設定と、適正配置を進めること。そのために、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。

<要請の根拠>

現在、全国的に救急医療や産科・小児科医療体制の減少、医師・看護師等の不足など深刻な問題となっている。医師・看護師の絶対数の不足は埼玉県においても例外ではない。平成16年の厚生労働省統計資料によると埼玉県内の人口10万人に対する医師数は134.2人であり全国最下位。また、同じく看護師数は373.1人であり全国最下位となっている。背景としては、大学医局が従来担ってきた地域への医師紹介の機能が低下してきたことや、夜間・休日における患者の集中、病院勤務医の過重労働、さらには医療に関わる紛争の増加に対する懸念などが要因と言われている。これまで抑制方針を堅持してきた厚生労働省も医師不足解消のため医学部の定員増など施策を打ち出したが、実際に医師が増えるには10年はかかることから、国の施策を受けつつ、県レベルでの早急な取り組みが求められている。そこで当面の施策として以下の3点が有効であると考えられる。

- (1) 県内の一定のエリア（医療圏）を設定し、エリア内の中核病院を中心とし、開業医・診療所との連携による地域医療体制を構築する。

◆地方の好事例

長野県飯田では、行政や医療関係者で「産科問題懇談会」（会長：南信州広域連合長）を設置。飯田市立病院を拠点病院とし、分娩可能な診療所と妊婦検診を担当する医療機関とで独自の共通カルテによる情報共有化をはかり、各医療機関が連携してお産に対応する「産科セミオープンシステム」を導入。運営主体を超えた医師派遣を行っており、参加医師不足地域のモデルとなっている。

- (2) 医師不足の要因とも言われている勤務の過酷さから敬遠されがちな、産科・小児科・緊急医療などの病院勤務医の労働環境を改善し、重点的に支援することが必要である。特に産科・小児科に多い女性医師が結婚や出産によって病院をやめることが多いことから、民間企業と同様に短時間勤務制度を適用し、夜勤や泊まり勤務を無くすことなどワーク・ライフ・バランスの観点からも働き続けられる職場環境づくりを行う必要があると考える。

◆地方の好事例

- ① 大阪市福島区の大阪厚生年金病院では、女性医師を募集するために「午前10時～午後4時までの6時間勤務、残業・当直一切なし、昇進や賞与にも影響せず。」という制度を構築した。この制度が好評で全国から女性医師が集まるようになった。
- ② 静岡県では看護師不足の解消に向けて、静岡県看護協会と連携した潜在看護師再就業支援事業として「病院派遣型再就業研修」を実施している。受講者の家庭事情や技能・経験等に配慮した研修制度であり、職場復帰を目指す潜在看護師の関心も高く、病院からも好評を得ている。具体的には、i. 個人単位で随時受講が可能、ii. 受講者が希望する最寄の研修協力病院で研修が受けられる、iii. 時期や会場の制約がない、iv. 短期コースと熟練コースから期間を選択できる、v. 実務主体の実践的なカリキュラム・・・といった特徴がある。
- (3) 医師不足による医師の過重労働は深刻な状況にあり、医療ミスを防止する観点からも早急な対策が必要である。その一つとして複数の医師・医療スタッフ（コ・メディカル）による「チーム医療」体制を構築し、医師の直接的な医療行為以外の稼働を医療スタッフに任せることにより、医師の稼働を軽減させることが可能になると考える。

Ⅲ. 交通政策

1. 環境負荷の小さい円滑な交通体系の構築に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 公共交通機関を中心にした交通体系を整備すること。また、パーク・アンド・ライド等の交通需要管理施策を推進すること。
- (2) 駐車場・駐輪場・タクシー乗り場の整備、違法駐車防止条例・荷捌施設整備条例

の制定を促進すること。

<要請の根拠>

(1) 自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き駐車させた後、電車やバス等の公共交通機関を利用して都心部の目的地まで向かう「パーク・アンド・ライド」を採用することにより、都心部の交通環境の悪化を防ぐとともに交通量自体が減少するため、渋滞の緩和だけではなく排気ガスによる大気汚染の軽減、二酸化炭素排出量の軽減といった効果も期待できる。

また、このシステムは都市部だけではなく、観光地や大型施設等にも有効なものである。

(2) 「パーク・アンド・ライド」の実現のためには、公共交通機関に設けた駐車場の大型化や駐車料金の最大料金の設定等が必要となる。また、その周辺の交通をスムーズにするためには、違法駐車をなくすとともに宅配業者等の荷捌きスペースの確保等が必要なことから違法駐車防止および荷捌施設整備について条例の制定が必要と考える。

◆地方の好事例

① 札幌市は市営地下鉄の駅（主に郊外）にパーク・アンド・ライド駐車場を民間と共同で設置している。

② 金沢駅で、パークアンドレールを実施。金沢駅西口時計駐車場とJR金沢駅との共同企画で駐車料金の大幅割引がある。1500台収容24時間営業8階建自走式立体駐車場。

IV. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策

1. 京都議定書第一約束期間の開始に際して、以下の施策を講ずること。

(1) 温室効果ガス排出量6%削減必達に向けて、年度毎に具体的な目標を設定・管理し、実効を挙げること。

(2) 2013年以降の温室効果ガス規制の内容・あり方について計画を検討し、埼玉県内ひいては全国の市町村において先進的・主導的な役割を発揮すること。

(3) 消費者意識の向上および環境教育の観点からも、市町村が有する林（市民の森など）において、区画を企業・学校等に貸与し、植樹から下刈り・枝打ち等、森林の育成を含めた緑化活動ができる支援施策の推進をはかること。

<要請の根拠>

第一約束期間（2008～2012年）の開始に際して、温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減に向けた諸施策の確実な推進と着実な実効を挙げるためには、第一約束期間の5カ年計画を策定し、年度毎に削減を具現化する必要がある。

また、2013年以降も安定的に継続できる施策の推進が必要であり、そのためには、企業や諸施設・学校等でエネルギー消費量および二酸化炭素排出量をゼロにすることはできないため、省エネに止まらず県内の山林資源を活かした自ら二酸化炭素の

削減可能な緑化の推進が求められている。

2. 安全・安心な食材の確保に向けて、食品偽装等の未然防止と早期指導・早期解決を図るべく食品に関する総合消費生活支援を行う横断的な組織を確立すること。

＜要請の根拠＞

国会では「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」が閣議決定された。この中で「国民目線の消費者行政の強化充実は、地方自治そのものである。消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくことは、地方分権の下で、地方自治が地域住民に接する姿勢そのものであり、国民目線の消費者行政の推進は、『官』主導の社会から『国民が主役の社会』へと転換していくことでもある」と記されている。

食品偽装問題が後を絶たず、市民は食品に対する不安感が増大している。特に食品に関わる消費者庁（仮称）の機能を持った部局の設置が求められており、消費者（市民）と行政が双方向の情報を共有した総合的な食品安全施策の推進が必要である。

3. フード・マイレージの少ない農畜産物の消費拡大で、地産地消および自給自足の促進と環境負荷の低減をはかること。

＜要請の根拠＞

食糧自給率の低下だけではなく、家畜の飼料や農作物の肥料も輸入依存しており、食糧全体で生産と消費の関係を改善する必要がある。

また、供給熱量と消費熱量の差も拡大し、廃棄される食品は輸入等の輸送時と焼却処理時に重複した二酸化炭素の排出となっている。環境負荷を増大させているため、省食の推進も課題提起されている。

例えば、市内産の農畜産物で飼料・肥料も市内産を使用している場合を最高格付けにするなど、消費者へ表示等でPRする。

このように農畜産物を無駄なく、地域での循環を拡大していく取り組みが必要である。

4. 大規模自然災害時に秩父地域の山間部を中心とした孤立難民救済の対策を講ずること。

＜要請の根拠＞

秩父直下型地震を想定した場合、秩父地域は山間に集落が点在し、岩手・宮城内陸地震と同様の災害が危惧される。

長瀨や三峰など観光地もあり、安否確認方法を含めた救済方法の確立も求められている。また、現在、秩父地域のヘリポートは25箇所整備されているが、道路の寸断等により、防災計画が正常に機能するか懸念されるため、多様な角度からシミュレーションを行なう必要がある。

V. 教育政策

1. **子どもが自発的、自主的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書資料や設備の充実をはかること。あわせて、専任の学校図書館司書を採用し、学校図書館の運営に関する人材の充実をはかること。**

<要請の根拠>

本年4月21日文科科学省は、「学校図書館の現状に関する調査」ならびに「学校図書館図書関係予算措置状況調べ」の結果を公表し、学校図書館に使われる予算が少ない、十分な図書が備えられていない等の内容を報告した。公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として「学校図書館図書標準」が定められているが、「学校図書館の現状に関する調査」によると、平成18年度末現在で、この標準を達成している小学校は、全国42.0%に対し埼玉県は33.5%、中学校では全国37.2%に対し埼玉県は28.8%と大きく全国平均を下回っている。学校図書の購入費は、地方交付税として各自治体に配分されており、交付税は使途が限定されていないため、財政難の自治体は他の事業に図書購入予算を廻してしまうケースも多い。無論、立派な図書をそろえたからといって、子どもが実際に手に取らなければ何にもならず、標準どおりの冊数があるからといって、古い本ばかりでは、手に取る気にはなりにくい。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条（基本理念）では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としている。

子どもの学習環境に大きな地域間格差を生まないためにも、学校図書館の環境面ならびに人材面の充実が必要である。

2. **子どもの学ぶ意欲を引き出すとともに、きめ細やかな指導を行うために、少人数学級、少人数授業、ティーム・ティーチング等の導入を進めること。**

また、推進にあたっては、教員数を増やすなどの体制強化をはかり、教員への負担軽減をはかること。

<要請の根拠>

すべての子どもに基礎学力を身につけさせることを重視し、ともに学ぶ視点を大切にしながら「つまづき」を克服し、子どもの理解度に合わせた授業を進めるためには、少人数学級、少人数授業、ティーム・ティーチング等の導入は不可欠である。少人数学級のように、学級の規模を小さくすることによって、子どもたちを掌握しやすく、子どもの実態に即した柔軟な指導が可能になり、先生と子どもたちのふれあいが一層密になるという利点がある。しかし、少人数というだけで学習面の効果があるとは限らず、40人学級と同じような一斉授業をするのではなく、習熟度別授業など指導方法の工夫も必要である。

例えば、小学校のスタート時期に、基本的な生活習慣や学習規律をしっかりと身に付けることができるかどうかは、その後の学力向上に大きく影響する。そのため、まだ幼さが残り、先生との関わりを強く求めるこの時期に、学級の中に2人の先生を配置して、子ども一人一人にきめ細かく指導する。また、少人数授業は、子どもたちの状況に応じてきめ細かく授業を行うことができるとともに、少人数学級のデメリットである生活集団の少人数化を、学級とは異なる少人数の学習集団の編成により補うことができる。さらに、ティーム・ティーチングでは、特定の教科で、学級の子どもの状況に応じて、例えば、主に授業を進める先生と児童生徒に個別に対応する先生が役割分担をして、子どもたちの個別の課題に応じた、きめ細かく行き届いた指導を行うことができるとされていることから導入が求められている。

VI. 人権・男女平等政策

1. 核兵器廃絶ならびに恒久平和実現に向け、平和市長会議に加盟すること。

<要請の根拠>

1945年8月、広島・長崎の両市は原子爆弾の投下により、一瞬にして廃墟と化し、数多くの尊い命が奪われた。このような原子爆弾による悲劇が二度と地球上で繰り返されることのないよう、両市は一貫して世界に核兵器の非人道性を訴え、核兵器のない平和な世界の実現を願う市民意識の喚起を目的に、昭和57年(1982年)から「平和市長会議」を主宰している。同会議には、現在、世界約130か国・地域の2,000を超える都市が加盟しており、世界各地で様々な平和推進活動を展開している。また、平和市長会議では、これまでの海外諸都市に加え、日本の都市も含めた世界の多くの都市が一体となり、人類の意志として核兵器廃絶を国際社会に訴えたとともに、こうした都市の力を結集して国際政治を動かしていくことが必要と考え、本年3月には、国内の各自治体首長宛に平和市長会議への加盟について依頼したところであり、6月末現在、国内143の都市、埼玉県においては、所沢市・羽生市・蕨市が加盟している。

「平和市長会議」は、都市連帯推進計画に賛同するすべての都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消さらには難民問題、人権問題の解決および環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的としている。

世界の都市と共に核兵器のない平和な世界を創造するため、「平和市長会議」への加盟は必要と考える。

2. 次世代育成支援対策推進法にもとづく地域行動計画の推進にあたり、未だ「次世代育成支援対策地域協議会」又はそれに代わる審議会を設置していない市町村については、「協議会」を早期に設置すること。

また、既に「協議会」ならびにそれに代わる審議会が設置されている市町村も含め、「協議会」の委員に、労使代表を加えること。

<要請の根拠>

地域における次世代育成支援のための地域行動計画が、2005年4月1日までに全ての地方自治体に策定された。「地域行動計画」の着実な推進にあたっては、義務ではないが「次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、その結果を計画の見直しや対策等に反映させ、取り組みを進めていく必要があることから、「協議会」の設置は不可欠である。

県内で「協議会」を設置並びにそれに代わる審議会を設置しているのは53市町村であり、委員の構成内訳をみると、企業関係者をおいている29市町村に対し、労働関係者をおいているのは7市町村、となっている。地域行動計画には住民のニーズや働く者の意見等を反映させて行くことが重要であることは言うまでもない。地域において企業の果たす役割は大きく、そこで働く労働者は地域生活・家庭生活・職業生活の3つのフィールドで日常生活を営んでおり、幅広い立場からの意見が可能であることから、「協議会」に労使の代表を加えることが必要である。

3. 誰もが働きがいのある仕事と充実した生活の両立が選択可能となるようなワーク・ライフ・バランス社会、それを支える政策やシステム、慣行が構築されている社会を目指し、企業や働く者、県民の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりに積極的に取り組むこと。

<要請の根拠>

今、日本では国内外における企業間競争の激化、長期的な経済低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間も高止まりしたままである。さらに、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になる等、女性の社会参加が進み人々の生き方が多様化している。しかしながら、働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしも変化に対応したものとはなっていない。また、職場や家庭、地域では依然として男女の固定的な役割分担意識が残っている。このような社会では結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくく、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことが難しくなっている。

2007年12月18日、政府・労働組合・経済団体・自治体の代表は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に合意した。

憲章で定める「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つの社会の実現に向け、県・市町村は多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりに有効な施策を講じ積極的に取り組む必要がある。

4. 配偶者やパートナーからの暴力防止及び被害者の保護に向けて、被害者が安心して相談できる相談窓口を増設するとともに、相談機関・相談内容について、各種メディアを活用した積極的な広報活動を行うこと。

<要請の根拠>

配偶者やパートナーからの暴力（DV）は、重大な人権侵害であり、特に被害者となりやすい女性の尊厳を著しく傷つけるものであるとともに、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題である。

国においては、DVを根絶するため、必要な法整備や相談・保護・自立支援に積極的に取り組むこととし、平成19年7月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、平成20年1月に施行された。改正により市町村における配偶者暴力センターの設置が努力義務となった。内閣府の調査によると、平成19年度に全国の「配偶者暴力相談支援センター」によせられた相談件数は62,078件となっており、埼玉県は2,683件と全国の4%を占め、東京、千葉、神奈川、大阪、福岡に次ぐ多さとなっている。

内閣府男女共同参画局が、平成17年11月から12月に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、平成16年6月に改正された「配偶者暴力防止法」についての設問で、「法律があることも、その内容も知っている」人は13.3%、「法律があることは知っているが、内容は良く知らない」人は66.2%、「法律があることも、その内容も知らなかった」という人は19.3%である。このことから、「配偶者暴力防止法」の認知度は極めて低いことが分かる。また、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」という人は29.8%で、「知らない」人は68.7%と多数を占めている。さらに、相談先では、一番相談の多かった機関は「警察」と「医療関係」となっており、「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センターや女性センター」等への相談は少なく、認知度が低いことが浮き彫りとなっている。一方で、誰にも相談しなかったと回答した人の理由として、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」「そのことについて思い出したくなかった」「自分さえ我慢すればいいと思った」などの深刻な状況がある。

配偶者やパートナーからの暴力について安心して相談できる相談機関・相談内容を積極的にPRすることが必要である。

以 上